

ID: 1784

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条文	社会福祉法 第45条の36第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日